

# 八峰白神ジオパーク

事務局 八峰町産業振興課 ジオパーク推進係  
☎ 0185(76)4605 FAX 0185(76)2203  
HP <http://www.shirakami.or.jp/~happo-sh-geo/>



## 地域の人から昔の話を聞きました！

ジオパークには欠かせない大地で暮らす人々の記憶  
地域の人から昔の話を聞いて、大地と人のつながりを考えます

### 泊台、尼潟の話



#### 話してくれた人

工藤哲弥 くどうてつや さん

1934年、旧八森町浜田生まれ。中学校の教師として35年教育現場に携わる。現在は八峰町老人クラブの会長として活躍中。趣味はガーデニング。

#### ○子どもの頃の思い出

「あのか弱いいたずらっこが学校の先生になつたてが」昔の子どもは、遊びといえばいたずらが主だったようです。教師として八森中学校に長くいましたので、私の子どもの頃を知っている人はよくそう話していたそうです。

友達は、尼潟にあるコウモリ穴の岩場に泳いで行ったり、鹿島祭りで使い終わった船に乗ったりして行き、コウモリを怖がることもなく、岩穴の天井にぶら下がっているコウモリをぱっと素手で捕まえて遊んだりしていましたのです。

中学生の頃は、今の国道はまだなく、中学校に行く道は遠回りする山道だったので、私はよく線路づたいに急ぎで歩いて行きました。

また、あの頃の蒸気機関車は泊の坂を登れず、松原院の辺りまで引き返して石炭をいっぱい焚いて马力を付けて登ってきたのを想い出します。

#### ○尼潟・ビジマの名前の由来

鹿の浦展望台があるところは泊台と呼んでいてヤブだったんですよ。そして、泊台の北側の浜に、一人の尼さんが流れ着いたことから尼潟と呼んだと言われています。その尼さんが住むところを探して泊川をさかのぼって行って、大きな洞穴を見つけ、そこに住み着いて（尼子岩）村人を助けたという言い伝えがあります。

また、ここはビジ（微葉。浜に漂着した落ち葉のかたまり）がよく溜まるのでビジマとも云われていました。農家の人们は、そのビジをモッコ（※）で運んで雨ざらしにした後に肥料として使っていました。

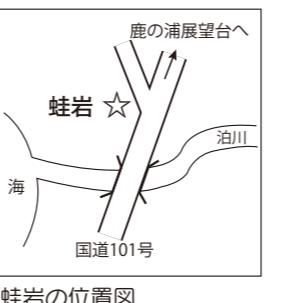
※モッコは背中に背負つてものを運ぶ道具。

#### ○「蛙」岩なのに「馬」の神！？

昔の人はこんな独特な形の岩などは神の仕業と考えただろうか、蛙の形をした岩を「蛙岩」と呼び、小さなほこらをつくり「黒尊仏」を祀り「馬の神」としました。そのことを約2百年前に地域の人が菅江真澄に説明した記録が残っています（下図）。当時の農家にとっては、馬は重要な労働力であったので神様から護ってもらったのでしょうか。



菅江真澄の描いた泊の「蛙岩」



現在の蛙岩の様子

蛙岩の位置図

## ～安全・安心な地域社会づくりのために～

本年も、7月1日の能代地区保護司会八峰支部長から町長への内閣総理大臣メッセージの手交を皮切りに、「社会を明るくする運動」が展開されました。今回は安心・安全な地域社会の実現のため活動している、「保護司」にスポットを当て、2回に分けて保護司や社会を明るくする運動について紹介します。

### 第1回 更生保護と保護司について

更生保護とは、犯罪や非行をした人が再び罪を犯すことのないよう、地域社会の中でその立ち直りを指導・支援とともに、犯罪や非行のない安全・安心な社会をつくるための啓発を行う活動です。保護司は法務大臣が委嘱するボランティアで、更生保護活動に貢献しています。保護司は非常勤の国家公務員としての身分を持ち、給与は支給されませんが、活動経費は国から支給され、活動中の怪我などは、公務災害の補償が受けられます。

保護司の仕事は、保護観察所からの依頼による活動と地域の保護司の一員としての活動に大まかに分けられ、具体的には下記のようになります。

保護観察所からの依頼による活動	地域の保護司の一員としての活動
①保護観察となった人への助言や指導	③地域での犯罪予防のための啓発や宣伝活動
②刑務所や少年院に入っている人の出所後の生活環境の調整	④その他犯罪予防のための自治体など関係機関・団体との連携・協力

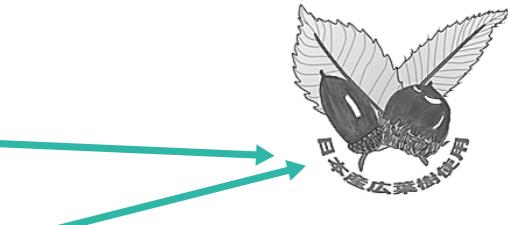
保護司になると、住居地を管轄する保護観察所に配属され、地域の保護司組織（保護司会）に所属し、活動していくことになります。保護司会と同様の団体に「更生保護女性の会」や「BBS会」、「更生保護法人」といったボランティア団体もあります。

経験年数などに応じて保護観察所が研修を行うほか、保護司会でも自主的に研修を行っています。また、保護観察や矯正施設入所者の生活環境の調整などは、専門官である保護観察官のアドバイスを受けながら、保護観察官と協働して行います。

このように、保護司は地域の安全・安心のための活動を実施しています。来月は保護司の啓発活動の主軸となる「社会を明るくする運動」と昨今の懸案事項である保護司のなり手不足について紹介します。

■問合せ先 総務課 町民サービス係 ☎ 76-4614

### 「どんぐりマーク」の意味をご存じですか？



最近、お店で「生しいたけ」を選ぶとき、このようなマークの付いたシールを見かけませんか？

このシールのマークは「どんぐりマーク」といい、国内種苗メーカーでつくる「全国食用きのこ種苗協会」の登録商標で、栽培原料の原産地をイメージしています。

生しいたけの原産地表示は、「長いところルール」によって表示されるため、国外から輸入した菌床を使用して栽培したものも「国産」と表示されています。

この「どんぐりマーク入りシール」が付いて販売されている「生しいたけ」は、原料となるオガ粉に国産樹林を75%以上使用し製造した菌床で栽培されたことを表しており、そのことを消費者の皆さんに分かりやすく伝えるための目印となるものです。

お店で「生しいたけ」を購入する時は、このマークを参考にされてはいかがでしょうか？

■問合せ先 JA秋田やまと北部営農センター (☎ 76-3152)  
農林振興課 農政係 (☎ 76-4609)